

積立定期預金

種類	< 単利確定日型 >	
ご利用いただける方	・個人、法人のお客さま	
期間	・1年以上7年以内（1カ月単位）	
預入	(1) 預入方法	・ご契約日から預入期限までの間、預入回数限度以内で、いつでもご自由にお預け入れいただけます。
	(2) 預入金額	・1,000円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
	(4) 預入期限	・満期日からさかのぼって3ヶ月前の応当日
		※応当日がない場合は、その月の末日となります。
(5) 預入回数限度	・通帳の行数または99回のうち、いずれか少ない方となります。	
払戻方法	・満期日以後に払い戻しいたします。	
利息	(1) 適用金利	・スーパー定期預金の各期間に該当する店頭表示の利率を適用いたします。
	(2) 利払方法	・満期日以後に元金とともにお支払いいたします。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。 ・ご契約期間が3年以上の場合は、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日に預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上の預入金について、各々の期間に応じた所定の利率を適用して計算のうえ合算し、一口のスーパー定期預金として元金に組み入れます。
税金	<p>・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。</p> <p>・法人のお客さま：総合課税</p>	
手数料	—	
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合、マル優のお取り扱いができます。	
中途解約時のお取り扱い	・所定の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。	
金利情報の入手方法	・店頭金利表示ボードまたは窓口、当金庫ホームページでご確認ください。	
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士</p>	

	会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。